

社会福祉法人一宮乳児福祉会役員等報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一宮乳児福祉会（以下「本会」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償等に関する必要な事項について定める。

(役員等の報酬)

第2条 役員等報酬は、本会定款第8条及び第22条に定めるとおり無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第3条 役員等が、理事長の指示または理事会の委任を受けこの法人業務を行う場合、費用（職務遂行に伴い発生する旅費（交通費）であって、報酬とは明確に区別されるものとする。）を弁償する。ただし、本会が運営する施設の施設長等施設職員が役員等の場合は支払わない。

2 前項の費用弁償する業務は、次の各号に定めるところによる。ただし、同一日に複数の業務を行う場合は、まとめて1業務とする。

- (1) 理事会及び評議員会への出席（理事または評議員による打合せを含む。）
- (2) 監事による定期または臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) その他理事長が必要と認めた業務

3 費用弁償の額は、交通費の実費相当分として利用する交通手段の種別にかかわらず1回につき2,000円とする。

4 交通費の実費が前項の費用弁償額を超えるときは、その実費相当額を別途支払うことができる。

(出張旅費の支給)

第4条 役員等が、法人の業務のため出張する場合には、旅費等を支払うことができる。ただし、本会が運営する施設の施設長等施設職員が役員等の場合は支払わない。

2 旅費の支給については、別に定める本会の「役員等旅費規程」による。

3 旅費等支払われる出張を行った場合には、前条の規定による費用弁償は行わない。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し定めのない必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

1. この規程は、2017年6月21日（評議員会の議決日）から施行し、2017年4月1日から適用する。

2. 「一宮乳児福祉会役員交通費・研修費支給規定」は、2017年3月31日をもって廃止する。